

——優良業者の許可の有効期限の延長については。

仁井 処理業者の優良性の判断に係る評価制度についてはこれまでもあった。しかし、省令で措置したもので、いろいろな面で限界もあった。実際、採用する自治体と、そうでない自治体があり、国の制度といえるのかという疑問も生じていた。ビジネスの面でも積極的に活用しようという動きも鈍かったようだ。

今回、法制度としてつくられ、ようやく国の制度になったのではないかと思う。

優良だと評価された処理業者について、許

インタビュー



(社)全国産業廃棄物連合会
専務理事

仁井 正夫氏に聞く

(下)

者、行政も、この制度をいい方向へ活用していければいいと思う。——欠格要件の見直しについては。

仁井 端的に言って、前がひど過ぎたと思うている。ご承知のとおり、義務的な許可の取り消しにより、無限連鎖という状況が生まれた。実際に廃業を余儀なく

者、行政も、この制度をいい方向へ活用していければいいと思う。——欠格要件の見直しについては。

“実”が出てきた優良性評価制度

よくぞ実現できた収運許可の合理化

可の有効期限が5年か、少なうとも手数が減る。今回の見直しも、単に過ぎないとして、さまの大小にかかわらず、厳しい規制を緩めたこと、実が出てきた部分に注目したい。処理業者も承知している。しかし、第一歩としては多

——熱回収施設の認定制度については。

仁井 正直、申し上げて、この認定を得るために設備投資して、果たして荷物(廃棄物)が集まるかどうか、今の経済情勢では見通せないのではないか。

資源の節約はいいことだと思うが、発電をとだと思いが、発電を前提とすれば、1時間当たり何ト以上の処理能力規模が必要になる。荷物が集まらなければどうしようもない話で、今はまだ前向きに考えにくい状況だろうと思う。

——地方自治体の法の運用については。

仁井 地方公共団体の運用で行き過ぎたところがないかどうかが一

今回の意見書中に盛り込まれたように、国は、地方自治体の行き過ぎた運用、独自ルールについて把握し、意見交換することになっている。なかなか難しい面もあると思うが、国が役割を果たすことを期待しており、見守っていききたい。

地方の独自ルールについては特に、いい業者を育て、悪い業者を排除するという方向で考え、運用して欲しい。規制の功罪というか、育つべき業者の経営力や、やる気を損ねてしまつたところを避けるべきだと思う。たとえば、県外物の

搬入を規制するための事前協議制度がある。協議はするが、結果的には受け入れているというが、問題はそこに顧客を逃しかねないということだろう。だから、たとえば、県外物の搬入状況について事前協議でなく、事後報告でもいいのではないか、また、月1回まとめて報告するようにすると、業者のビジネスを阻害しない範囲で、いろいろなやり方が可能だと思う。

施行後、ある程度時間を経た段階で運用実態を見極めたい。必要があれば、業界として意見や要望を出すことになる。

——本日はありがとうございました。